

五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒のスポーツ活動を行うことを目的に組織する認定地域クラブの指導者の確保を図るため、予算の範囲内で五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、五所川原市地域クラブの認定に関する要綱の規定により、認定された地域クラブとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる資格は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、団体の構成員のうち、市内に住所を有するものが資格を取得するために要する受講料及び教材費とする。

2 次に掲げる経費については、資格を取得するために必要な経費であっても補助対象経費から除外する。

(1) 資格を取得するための旅費

(2) 資格の更新に係る経費

3 国、県その他の団体から資格の取得に係る補助金を受けているときは、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これらを切り捨てた額）とし、26,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 受講要領その他取得する資格の内容、受講料が分かる書類

(2) 資格を取得しようとする者の住所が分かる書類

(3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 教育長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請を受けた日から30日以内に申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付請求書（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 教育長は、前条の規定により補助金の交付の決定がなされた場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業の内容を変更し、又は中止するときは、あらかじめ五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 資格の取得が予定の期間内に完了しないとき又は資格の取得が困難となったときは、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

2 教育長は、前項第1号の規定による申請を認めるときは、五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付変更(中止)承認通知書(様式第4号)により、申請者に対し通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 教育長は、補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により補助事業を中止する旨の申請があったとき。
- (2) スポーツ活動の指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) スポーツ・ハラスメントその他の不適切な行為を行ったとき。
- (5) 五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付申請書に記載した資格を取得できなかったとき。
- (6) その他教育長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了した日の翌日から30日を経過する日まで又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、五所川原市スポーツ指導者資格取得実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 資格を取得したことを証する書類
- (2) 補助対象経費に係る支払いを証する書類
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 教育長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付確定通知書(様式第6号)により、申請者に対して通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象資格	陸上	公益財団法人日本スポーツ協会公認陸上競技スタートコーチ
	卓球	公益財団法人日本スポーツ協会公認卓球コーチ1
	バスケットボール	J B A公認D級コーチ
	バレーボール	公益財団法人日本スポーツ協会公認バレーボールコーチ1
	野球	公益財団法人日本スポーツ協会公認軟式野球コーチ1 B F J 公認野球指導者基礎Ⅰ（U-15）
	サッカー	J F A公認Dライセンスコーチ
	ソフトテニス	公益財団法人日本スポーツ協会公認ソフトテニスコーチ1
	バドミントン	公益財団法人日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ1
	柔道	公益財団法人日本スポーツ協会公認柔道コーチ1 全日本柔道連盟B指導員
	剣道	公益財団法人日本スポーツ協会公認剣道コーチ1
上記以外のスポーツ指導に必要な資格（上位の資格も含む）、また、審判資格についても取得が必要な場合は個別に判断いたしますので、事前に担当までお問い合わせください。		